池田町国民健康保険

後期高齢者医療保険

拡大

加入者の人間ドック・脳ドック費用の一部補助について

新設

新設されます

　町では平成２９年４月以降に人間ドックを受診した池田町国民健康保険加入者に対し、補助金の額を拡大するとともに、平成２９年４月以降に受診した脳ドックに対しても補助を行います。さらに、町在住の後期高齢者医療保険加入者に対しても同様の内容で補助を行います。

**◆対象者 ・・・ 池田町国民健康保険加入者、池田町在住の後期高齢者医療保険加入者**

※ただし、以下に該当される方は補助申請の対象になりませんのでご注意ください。

　① 町の特定健診、長寿医療制度健診または町が契約する医療機関で同等の検査を同一年度中（4月1日～翌年3月31日の1年間を同一年度とする）に受診した方

　② 人間ドック受診日に池田町国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入していない方

　③ 申請時に国民健康保険税または後期高齢者医療保険料の過年度分に滞納がある方

**◆対象受診日 ・・・平成29年4月1日以降に受診した人間ドック・脳ドック**

**◆補助額の上限（かかった費用が上限に達しない場合は、その費用が補助金の額となります。）**

年度内1回のみの補助になります

日帰り・1泊ドックに脳ドックを追加した場合には**両方の補助**が受けられます。（脳ドックのみの受診も可能です）

日帰り＋脳ドック＝30,000円　1泊＋脳ドック＝50,000円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **人間ドック** | **日帰り** | **20,000円** |
| **1泊** | **40,000円** |
| **脳ドック** | | **10,000円** |

**◆申請締切日 ・・・平成30年4月13日（金）（平成29年4月1日～平成30年3月31日受診分）**

**◆申請方法 ・・・**

医療機関にて　人間ドック・脳ドックを受診

ドックの結果が

届いたら･･･

**健康福祉課（やすらぎの郷）窓口で申請**

【申請時に必要なもの】

①ドック健診結果　②ドック領収書　③印鑑　④被保険者証

⑤振込先の通帳（申請が初めての方）　⑥申請書・問診票（窓口でお渡しします）

※近年の状況では、年度の後半になると年度内受診の予約がとりにくくなります。お早めに受診の予約をしていただくことをお勧めします。

◆お問合せ　健康福祉課　健康増進係（総合福祉センターやすらぎの郷内）　TEL　61-5000

【お問い合わせ先】健康福祉課健康増進係　電話６１－５０００